

## ○議 事 日 程（第 1 号）

平成27年 9 月 8 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 報告第 2 号 平成26年度関ヶ原町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 6 承認第 2 号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 7 議案第48号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第49号 工事請負契約の締結について（面整備（天満・柴井北工区）工事）
- 日程第 9 議案第61号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議案第62号 平成27年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第50号 町道の路線認定、廃止及び変更について
- 日程第12 議案第51号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第52号 関ヶ原町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第53号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第54号 関ヶ原町関ヶ原駅前観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定に  
ついて
- 日程第16 議案第55号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第56号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更に  
ついて
- 日程第18 議案第57号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第58号 平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第20 議案第59号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議案第60号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第22 議案第63号 平成27年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第23 報告第 3 号 平成26年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告につい  
て
- 日程第24 議案第64号 平成26年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第65号 平成26年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

- 日程第26 議案第66号 平成26年度関ヶ原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第67号 平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第68号 平成26年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第69号 平成26年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第70号 平成26年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第71号 平成26年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第72号 平成26年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第33 議案第73号 平成26年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定について

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### ○出席議員（9名）

1番	谷口輝男君	2番	室義光君
3番	子安健司君	4番	松井正樹君
5番	田中由紀子君	6番	中川武子君
7番	澤居久文君	8番	楠達男君
9番	川瀬方彦君		

#### ○欠席議員（なし）

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	教育長	中川敏之君
監理官兼 会計管理者	吉田和司君	総務課長	藤田栄博君
地域振興課長	高木久之郎君	税務課長	田中常敏君
住民課長	河島玲子君	産業建設課長	西村克郎君
水道環境課長	兒玉勝宏君	学校教育課長	三宅芳浩君

社会教育課長 岩田英明君  
西消防署長 田中文男君

病院事務局長心得 小林好一君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 澤頭義幸 書記 小林孝正  
書記 岡村加奈子

### 開会・開議の宣告

○議長（澤居久文君） それでは、ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第4回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤居久文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番 楠達男君、9番 川瀬方彦君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（澤居久文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの11日間と決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（澤居久文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成27年5月分から7月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これについて御質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 委員会報告（委員長報告・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第4、委員会報告を行います。

産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 中川武子君。

○産業建設常任委員会委員長（中川武子君） それでは、産業建設常任委員会の委員会報告をさ

せていただきます。

平成27年9月4日、役場委員会室において、松井委員、澤居委員、子安委員、室委員、そして私、中川の委員全員の出席により、午前9時より開催をいたしました。

会議事件説明のために、西脇町長、吉田監理官、兒玉水道環境課長、西村産業建設課長に出席していただきました。職務のための出席者は澤頭議会事務局長、岡村書記で、傍聴者はございませんでした。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

まず、兒玉水道環境課長から、定例会提出議案について、公共下水道事業の工事請負契約締結の報告を受け、公共下水道事業特別会計の補正予算では、国庫補助金の内示に伴い予算の組み替えによる旨の説明を受けました。

また、水道事業会計では、下水道工事に伴い、現地精査の結果、工事影響箇所が増加したことによる補正である旨の説明を受け、次に玉農業集落排水事業特別会計について、排水処理場の流量調整槽のポンプ故障や中継ポンプ通報装置の設置など施設維持管理による補正内容である説明を受け、その後各委員より随時質問を行い、その都度適切な回答を得ました。

次に、西村産業建設課長から、定例会提出議案の町道の路線認定、廃止及び変更について、新たに関ヶ原製作所において整備された道路を新規に路線認定するに当たり、位置関係などの説明を受け、新規認定に伴い関連する既存町道の路線廃止と路線変更について、あわせて説明を受けました。

また、補正予算につきましては、補助事業を活用した農業振興事業の推進を図る補正の内容であり、説明後各委員より随時質問を行い、その都度適切な回答を得ました。

その後現地へ移動し、新規認定路線の現地視察を実施し、各委員より随時質問を行い、その都度適切な回答を得て、午前11時に産業建設常任委員会を終了いたしました。

以上、簡単でございますが、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。

○議長（澤居久文君） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、病院改革特別委員会の報告を求めます。

病院改革特別委員長 楠達男君。

○病院改革特別委員会委員長（楠 達男君） それでは、病院改革特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

平成27年8月4日、役場大会議室において、田中委員、中川委員、松井委員、子安委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、楠の委員全員の出席により、午後3時08分より開催をいたしま

した。

会議事件説明のため、西脇町長、吉田監理官、藤田総務課長、瀬古病院長、小林病院事務局長心得、澤病院総務課長に出席いただきました。職務のための出席は澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記で、傍聴者は室義光議員でございました。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

初めに、澤病院総務課長から、現在の経営状況について、平成26年度病院事業会計の決算状況の説明を受け、その後小林病院事務局長心得から、現在検討している指定管理者制度の導入に向け、現在交渉を行っている旨の報告があり、現在の状況について説明を受け、各委員から随時質問を行い、その都度回答を得ました。

次に、藤田総務課長から、指定管理者制度導入による町財政について、大変厳しい財政予測の説明を受け、各委員から随時質問を行い、その都度回答をいただきました。

今回の委員会では、指定管理者制度による交渉の現状把握と財政予測の説明を受け、今後各委員において調査・研究を行い、状況により随時委員会の開催を行い、継続的に審議を行うことを確認し、午後4時45分に委員会を閉会いたしました。

以上、簡単でございますが、病院改革特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（澤居久文君） 御苦労さまでした。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、病院改革特別委員会の報告を終わります。

次に、関ヶ原地方創生特別委員会の報告を求めます。

関ヶ原地方創生特別委員長 中川武子君。

○関ヶ原地方創生特別委員会委員長（中川武子君） それでは、関ヶ原地方創生特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

平成27年9月4日、役場大会議室において、田中委員、松井委員、子安委員、楠委員、室委員、川瀬委員、谷口委員、そして私、中川の委員全員の出席により、午後1時30分より開催いたしました。

会議事件説明のため、西脇町長、吉田監理官、高木地域振興課長、池戸古戦場ランドデザイン推進室長に出席いただきました。職務のための出席者は澤居議長、澤頭議会事務局長、岡村書記で、傍聴者はございませんでした。

それでは、会議結果の趣旨を申し上げます。

初めに、高木地域振興課長から、関ヶ原町人口ビジョン・総合戦略に関するアンケートの調

査報告を受け、その後関ヶ原町の今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示す関ヶ原町人口ビジョンの素案についての説明を受けました。

続けて関ヶ原町総合戦略では、町民アンケートや人口ビジョンを踏まえ、人口の現状を分析し、地域の実情に応じた基本目標を設定し、本町が取り組む総合戦略の策定素案について説明を受けました。その後、各委員より随時質問や意見交換を行い、その都度適切な回答を得ました。

次に、池戸古戦場グランドデザイン推進室長から、現在進められている関ヶ原古戦場グランドデザインについて、懇談会の流れや平成27年度の実施事業内容及び10月に計画されている岐阜県、関ヶ原町、それぞれの各イベント企画案について詳細な説明を受けました。その後、各委員より随時質問を行い、その都度適切な回答を得ました。

次に、高木地域振興課長から、地域再生戦略及び関ヶ原古戦場グランドデザイン推進関連の定例会提出補正予算について詳細な説明を受け、各委員より随時質問を行い、その都度適切な回答を得ました。

今後、地方創生に向けた調査・研究を行い、随時委員会の開催を行い、継続的に審議を行うことを確認し、午後4時20分に委員会を閉会しました。

以上、簡単ではございますが、関ヶ原地方創生特別委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れがございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。

○議長（澤居久文君） 御苦労さまでした。

ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、関ヶ原地方創生特別委員会の報告を終わります。

---

#### 日程第5 報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第5、報告第2号 平成26年度関ヶ原町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第2号 平成26年度関ヶ原町一般会計継続費精算報告書について御説明を申し上げます。

平成25年度、平成26年度の2カ年事業として継続費を設定し、事業を進めてまいりました関ヶ原中学校校舎建設事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

なお、細部につきましては、学校教育課長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 三宅学校教育課長。

○学校教育課長（三宅芳浩君） それでは、ただいま提案されました報告第2号 平成26年度関ケ原町一般会計継続費精算報告書について御説明させていただきます。

2ページをお開きください。

平成25年度は継続費年割額9億1,040万円に対しまして、支出済額は8億5,731万8,255円、平成26年度は年割額3億5,470万円に対しまして、支出済額は3億2,674万2,596円で、継続費の総額12億6,510万円に対しまして、支出済合計額は11億8,406万851円でございます。

財源の内訳としましては、国支出金は平成25年度が7億3,657万3,000円で、その内訳でございますが、公立学校施設整備費国庫負担金が109万8,000円、学校施設環境改善交付金が2億6,402万6,000円、地域の元気臨時交付金が4億7,144万9,000円でございます。平成26年度は学校施設環境改善交付金のみでございますが、5,059万3,000円でございます。2年度合計金額で7億8,716万6,000円でございます。

次に地方債でございますが、25年度1億60万円、26年度1億8,410万円で、合計額2億8,470万円でございます。

その他としまして、教育施設基金からの繰入金が26年度9,000万円でございます。

残りが一般財源からとなりますので、25年度2,014万5,255円と26年度204万9,596円の合計金額2,219万4,851円でございます。

年割額と支出済額との差、約8,100万円ございますが、その内訳の主なものとしましては、工事代の入札差金でございます約7,300万円と、備品の入札差金でございます約600万円が主なものでございます。

工事の経過につきましては、平成25年度の工事につきましては、新校舎の建築を進めさせていただきました。昨年度の繰越決算書の報告時にも申し上げましたとおり、75%の進捗率を果たしております。平成26年度につきましては、引き続き新校舎の建築を進めさせていただきました。予定どおり7月中旬に新校舎が完成いたしております。新校舎の完成に伴いまして、備品等の移動、搬入及び設置を行いまして、7月下旬からは旧校舎の取り壊し及びその取り壊し後の駐車場等の整備を順次進めさせていただきました。1月に竣工いたしております。よろしくお願いたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第2号の報告を終わります。

日程第6 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第6、承認第2号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第2号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについての御説明を申し上げます。

旧北小学校屋内運動場及びプール等の解体工事に係る設計業務委託を委託料200万円で行うものでございます。その財源といたしまして、補助率2分の1の地方再生戦略交付金が100万円、これは国庫補助金でございます。そして、その補助残の3分の2を清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業県補助金66万6,000円をいただきまして行うものでございます。その結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を37億5,864万3,000円とする平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を専決処分により決めましたので御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） この撤去された後、どのように管理されていくというか、その後何か利用されるのか、その辺のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、この取り壊しにつきましては、県と国のほうの補助金をいただけるということになってやるものでございまして、その後の計画につきましては、今、県とともに跡地整理計画等を行っているという段階でございますので、現在のところ、まだ明確なものは決まっておりません。

○議長（澤居久文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第7 議案第48号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第7、議案第48号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 議案第48号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に、次の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成27年9月8日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、関ヶ原町大字関ヶ原3298番地の1、氏名、高木清朝、生年月日、昭和34年7月28日。

○議長（澤居久文君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、議案第48号について御説明申し上げます。

本町の教育委員会委員である、高木清朝氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、後任に引き続き同氏を任命いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、学校教育課長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 三宅学校教育課長。

○学校教育課長（三宅芳浩君） それでは、議案第48号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

高木氏は前任者の退任によりまして、平成26年3月11日から教育委員を務められまして1期目でございます。任期につきましては、前任者の在任期間ということで、本年の9月30日となっております。

この約1年半の教育委員の任期中は、関ヶ原町の教育に対しまして熱心にお取り組みいただいております。また、同氏は民間の経営者という立場の方でもございますので、さまざまな御視点からの御意見もますます御期待するところでありますので、引き続き同氏に教育委員をお願いいたしたいと考えております。

なお、任期につきましてでございますが、今回平成27年10月1日から29年9月30日までの2年間とさせていただく予定をしております。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律の一部を改正する法律というものが本年4月1日に施行されております。本来、任期というのは4年と定められておりますが、その附則の第4条で施行日からの4年間で委員の任期満了日が特定の年に偏ることのないように、1年以上4年以内で首長が定めるものとするという規定がされております。その規定によりまして、他の委員の方々の任期満了の年との関係を考慮しまして2年間とさせていただき予定でおります。よろしくお願いたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。  
ありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 済みません、ちょっとよくわからないんですが、その規定というのは、関ヶ原町条例とはどういう関係なの。条例はまださわっていないですよね。

○議長（澤居久文君） 三宅学校教育課長。

○学校教育課長（三宅芳浩君） 法律でございますので、条例のほうでは教育委員の人数を規定しておるだけでして、特にその任期というものは何も規定は今はしておりません。あくまで法律で4年となっておりますので、本来4年の任期になるのでございますが、今申し上げましたとおり、今回新教育委員制度といいます、この法律の一部改正によりまして、4月1日に施行されましたので、それにあわせて教育委員が同じ年に任期が満了して、例えば2人一遍にかわられるとかというようなケースをなくすということで、そういう附則がつけられておりますのでその規定によりまして、先ほど申しましたように、ほかの委員との任期の満了の関係で2年ということでちょっとさせていただいたものです。

○議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

## 日程第8 議案第49号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第8、議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 議案第49号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。平成27年9月8日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記1. 契約の目的、面整備（天満・柴井北工区）工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、5,616万円。

4. 契約の相手方、不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3445番地の81、室建設株式会社代表取締役 室三浩。

○議長（澤居久文君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第49号について御説明申し上げます。

公共下水道事業の面整備（天満・柴井北工区）の工事につきまして、指名競争入札を去る8月28日に実施いたしました。その結果、室建設株式会社と契約金額5,616万円で請負契約を締結したいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 兒玉水道環境課長。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 議案第49号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

資料の1ページ、2ページをよろしく願います。

町長が申しあげましたとおり、去る8月28日に天満・柴井北地区の公共下水道の面整備工事につきまして、指名競争入札を行いました。

その結果、室建設株式会社が消費税込み5,616万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定による条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、資料の3ページをよろしく願います。

先般の全員協議会でも説明させていただきましたとおり、本年度は天満・柴井北地区の整備をする運びとなりました。

図面中、赤の実線が今回布設する自然流下管でございまして、赤の破線につきましては圧送管を布設する予定箇所となっております。

本工事の工期は、平成28年3月16日までとなっております。今後水道管の布設がえ工事とマンホールポンプの設置工事の入札後に地元2自治会におきまして、工事説明会を予定しております。よろしく願います。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第61号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第9、議案第61号 平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第61号について御説明を申し上げます。

歳出に浄化センター長寿命化計画策定に係る技術的援助協定料、それから上水道管布設がえ工事負担金など650万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,330万円とする平成27年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 兒玉環境水道課長。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 議案第61号 平成27年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案書の61ページの歳出のほうをよろしくお願いいたします。

公共下水道建設費の委託料の350万円の増額につきましては、今年度日本下水道事業団に依頼して、長寿命化計画を昨年度より2カ年の計画で立案中の状況でございます。

今回、これに係ります国からの防災安全交付金につきまして、165万円ほど予定より交付していただけることになりました。それに伴い、次年度予定しております処理場の長寿命化の詳細設計の一部につきまして、前倒しで交付金相当額分だけ、日本下水道事業団に追加で依頼するものでございます。

次に、工事請負費の2,200万円の減額につきましては、国に対する当初要望額につきまして

は、例年全額が交付されるわけではございませんので、最近の交付実績に基づき割り増しにて要望いたしております。それに満たなかった分の減額をさせていただくものでございます。

また、負担金補助及び交付金の2,500万円の増額につきましては、天満・柴井北地区の下水道工事の発注に当たり、改めて現地精査等をしましたところ、水道管が当初想定以上に支障となることが判明したことに伴いまして、水道会計にて追加で布設がえを行うため増額させていただくものでございます。

続きまして、60ページの歳入のほうをよろしく願いいたします。

歳出の変更に伴いまして、財源の組み替えを一部お願いいたすものです。

国庫支出金の公共下水道事業国庫補助金の1,835万円の減額につきましては、先ほどお話ししましたように、国の内示に伴いまして減額をさせていただくものでございます。

また、繰越金につきまして205万円を計上し、下水道事業債につきましては、主に水道管布設がえの増加に伴い2,280万円を増額いたすものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 産業建設常任委員会のほうで説明はされたと思うんですが、この減額分についての影響はどのようになるのでしょうか。

○議長（澤居久文君） 兒玉水道環境課長。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 先ほどお話ししましたとおり、例年の傾向ですと7割ほどの交付があるということで、水増しといいますか、ふやして申請をいたしております。予算はそれで計上いたしておりますので、影響はないということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第62号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） 日程第10、議案第62号 平成27年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第62号について御説明申し上げます。

資本的収入及び支出におきまして、下水道工事に伴う配水管布設がえ工事の2,500万円を補正する平成27年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

詳細につきましては、先ほどの下水道のほうの説明とかぶりますので、省略をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第50号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第11、議案第50号 町道の路線認定、廃止及び変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第50号について御説明申し上げます。

これは、関ヶ原製作所道路建設に伴う町道の路線認定、廃止及び変更を行うものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） それでは、議案第50号 町道の路線認定、廃止及び変更について御説明をさせていただきます。

まず、路線認定の製作所南通り線でございますが、起点が関ヶ原町大字関ヶ原字福榎2140番2地先、終点が関ヶ原町大字関ヶ原字神田1890番地先で、関ヶ原製作所が史跡散策の拠点として計画中の関ヶ原人間村への道路を整備されましたので、新たに町道として認定をお願いするものでございます。

次に、路線廃止の大場福榎線でございますが、新規認定に伴う路線の見直しによるものでございますが、現状が公衆用道路としての機能がございませんので、路線を廃止するものでございます。

次に、路線変更の西甲斐墓線の終点の変更及び起点の地番変更でございますが、変更前の起点が関ヶ原町大字関ヶ原字西甲斐墓1945番1地先、終点が関ヶ原町大字関ヶ原字甲斐墓2039番1地先で、変更後の起点が関ヶ原町大字関ヶ原字西甲斐墓1945番9地先、終点が関ヶ原町大字関ヶ原字甲斐墓1996番7地先でございます。

新規認定に伴う路線の見直しによりまして、現状が製作所工場区域内となっており、公衆用道路としての機能がなくなっている部分がございます。終点を変更し、また認定当時の起点地番1945番1が平成8年に分筆されまして現在の地番と相違するため、起点地番の変更をお願いするものでございます。

別紙の議会資料の4ページをお願いいたします。

それぞれの路線が廃止も含めて変更前が青色、認定も含めて変更後が赤色で表示してございます。図面の一番下の枠、整理番号428の新規認定、製作所南通り線につきましては、起点が旧パチンコサミット入り口付近の国道365号線に接続し、終点が今回製作所さんが予定してみえます関ヶ原人間村付近の農道に接続する最低幅員が4メートル、延長が701メートルでございます。

中ほどの枠の整理番号386が廃止路線の大場福榎線でございます。

一番上の枠、整理番号256の路線変更、西甲斐墓線につきましては、変更後の延長が220メートルでございます。

5ページにつきましては、製作所南通り線の公図で、6ページが西甲斐墓線の公図となっております。西甲斐墓線につきましては、左下に認定当時の公図をあわせて表示をしております。平成8年に分筆されまして、現在の公図となっております。よろしくお願いをいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 今の4メートル道路で700メートルと言われたんですけど、見た感じ、これは町の道路ということになるんですよね。どうもすれ違えない状況があると思うんですが、全体像がよくわからないんです。どのようにこの道路が使われるのか。車が入れるのか、散策だけになるのか、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長(澤居久文君) 西村産業建設課長。

○産業建設課長(西村克郎君) 701メートルございますが、最低幅員が4メートルということで、すれ違いがしにくい部分がございます。途中、4カ所退避場を設けましてすれ違いができるように整備をしていただいております。

今回、幅員4メートルということで、散策ということは、先ほど製作所さんが予定してみえる人間村の駐車場を拠点として、そこから開戦地等を散策していただけるということで、この町道の利用としましては、車で入って行っていただいて製作所が整備される駐車場まで車で入っていただける。そこに駐車をしていただいて開戦地付近を歩いてとかで散策をしていただくということで、車が通れる道路としてお願いするものでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長(澤居久文君) 1番 谷口輝男君。

○1番(谷口輝男君) 一応この名義変更というか、町へ寄附行為と、それから供用開始はいつごろですか。

○議長(澤居久文君) 西村産業建設課長。

○産業建設課長(西村克郎君) この道路用地につきましては、製作所さんから寄附の申し出をいただいております。一部につきましては法定外公共物を整理する中での交換ということも考えております。

今回認定いただきましたら、速やかに区域決定を行いまして供用開始をしたいと思っております。

○議長(澤居久文君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

あのままで受けるんですか。いいですか。

[挙手する者あり]

3番 子安健司君。

○3番(子安健司君) まだ日程は決まっていないということでよろしいんですか、その町道としての。

○議長(澤居久文君) 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 正式な日程は決まっておりますが、これから事務を進めまして、早い段階で供用開始をしたいと思っております。

○議長（澤居久文君） ほかに。

[挙手する者あり]

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） ゴールが決まっていないとか、まだ最終地点が何ともなっていないような状態なんですけど、それでも町道としてあけるのかということと、草がひどかったと思うんですけど、今後の草の守りはどこがしていただけるかということ、お願いします。

○議長（澤居久文君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 町道としては接続しておりませんが、農道にタッチということで、農道部分で転回、または製作所さんが駐車場を整備される場合はそこで転回等できるということをお願いしたいと思います。草刈り等につきましては、御指摘いただいておりますように、この春先から夏にかけて草が生い茂っております。製作所さんのほうから今後の管理につきましては、草刈りと側溝清掃、また冬期につきましてはの除雪等は製作所のほうでお願いできるという申し出をいただいておりますので、今後協議のほうをして進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（澤居久文君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第12 議案第51号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第12、議案第51号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第51号について御説明を申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、特定個人情報の取り扱いや必要な保護措置を講ずる規定を整備するための改正をするものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） それでは、議案第51号について御説明させていただきます。

この個人情報保護条例の一部改正は、先ほど町長が申しましたいわゆる番号法、これが施行されまして、社会保障・税番号制が導入されることに伴い、マイナンバーを含む個人情報が一般の個人情報とは別に特定個人情報として取り扱われますので、この特定個人情報を条例の中

に追加し、整理するというものでございます。

議案資料の7ページをごらんください。

本文とか新旧対照表で見ますとちょっとややこしいので、簡単にまとめさせていただきました。

まず、平成27年10月5日に施行されます分ですが、(1)番ですが、第2条関係では、特定個人情報の定義を規定しています。

次に、(2)の第12条の2第1項と第2項で、保有特定個人情報の目的外利用の禁止、そして人の生命、身体財産の保護に必要な場合などには、目的外利用を可能とするという利用制限に係る規定を追加しています。

同じく、(3)の第12条の2第3項におきましては、番号法第19条各号を除き、外部提供を禁止する規定を追加してございます。

次に、(4)第15条第2項におきましては、保有特定個人情報の開示請求、訂正、利用停止請求をすることができる代理人の範囲について、法定代理人や本人の委任による代理人も請求できるということとしています。

そして、(5)第27条の3から6までは、利用制限、収集制限、保管制限、ファイル作成制限の違反に対する利用停止請求を認める規定というのを追加してございます。

(6)の第37条では、他法令との調整に係る規定の改正でございまして、個人情報の開示について他法令等で開示手続が定めてある場合はこの条例の適用はないのですが、特定個人情報については、マイナ・ポータルによる開示も行いますので、この条例を適用するというものでございます。

次に、議案資料の8ページ、次のページをごらんください。

第2条関係ということで、施行日が平成29年1月1日に施行する改正の分でございます。これは国の行政機関の間で情報連携が開始される29年1月1日に伴い、情報提供等記録の規定を追加し、同年月日に施行するものでございます。

(1)の第2条関係では、情報提供等記録の定義、そして(2)の第12条の2では、情報提供等記録の目的外利用の禁止、(3)の第27条の2では、情報提供等記録の訂正の通知先を規定、(4)の第27条の3第3項では、利用停止請求を認めないようにする規定を追加しています。

以上の改正でございます。よろしく申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 私、基本的にこのマイナンバー制度については反対の立場でございます。

今説明がありました議案資料の中の7ページですね、一番下の(6)番、マイナ・ポータルによるということですが、これがどういうものなのかということをお教えいただきたいんですが、つまりここで言っているのは、開示手続がそれぞれの条例によって決められているんだけど、このマイナ・ポータルについては自由にできるということなのか、その辺のちょっと説明をお願いしたいのと、資料の11ページです。

真ん中辺の個人情報取り扱い事務の登録等というところで、改正前は、実施機関は個人情報の収集等に係る事務についてというふうに書いてあるんですが、改正後は、個人情報を取り扱うというふうになっているんですが、これは、収集はどこに位置づけられているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） マイナ・ポータルですが、これは皆さんの情報を皆さんが自分どのように使われたか、どのように行政機関が利用したか、それがわかるシステムなんです。ですから先ほどの条例では、これは個人情報の開示は禁止なんです。マイナ・ポータルは自分のパスワードで見られますので、それについては開示できるようにしておかないと、全てを保護してしまうとマイナ・ポータルを見られないということで、ここで適用除外にしています。

何で個人の情報が自分で見られるようにするかというと、もともとうちの個人情報保護条例は本人に対しては開示できるようになっています。ところがほかの規定では見られませんよということでバツなんですけど、このマイナ・ポータルがあるので、今度は見られますよということに変わるんですが、今までは自分の情報が間違っていないか確認するために、個人情報保護条例改正前では自分の分の情報については開示請求できました。今度は自分の情報は、今度法律がマイナンバー法ができたので、開示できないという一応の法律はできていますが、ほかの例えばいろんな法律があるんですが、その中で、これは開示しませんとか、例えば戸籍法とかいろいろなものでも開示しませんとかになっていますが、マイナ・ポータルで、ちょっとくどいですが、開示できるということで規定を外しています。それが2つ、一本で答えさせていただきました。

あと、先ほどの個人の収集は改正前、これについては行政機関がいろんな情報を収集してやってきたんですが、今度はもうこのナンバー法ができることによって、情報はもう既に収集できてしまいますので、その取り扱いについて規定していると。よろしいでしょうか。

今までは、情報収集はこちらが積極的にやらないとできなかったんですが、今度はもうみんな番号制になって、資産から全て、所得からいろいろ住民情報とかわかりますので、その取り扱いについて規定をしているという改正です。いいですかね。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） マイナ・ポータルというのは、結局それぞれで基本的には見られないよというふうな制限がされている意味合いは、やっぱり個人情報になるべく漏れないようにするということだと思うんですが、そのマイナ・ポータルというのは結局そこから外されるということなもので、そこについては情報が一括して漏れる可能性もあるというふうに私は受けとめたんですが、その辺の答弁をお願いしたいのと、先ほど情報の収集というところでは、本人の意思にかかわらず自動で個人の情報が収集されていくということですか。例えば今いろんな書類とか、契約するにしても全部本人の同意というのが、署名とか必要ですよ。そういうこともなしに国が決めた項目については、自動的に収集されるというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） マイナ・ポータルが漏れていかないかということなんですが、そもそもカード1枚で全ての情報が見られるということではないんです。例えば社会保険事務所、法務局とかいろんな行政機関があります。そこに情報が集まっているんです。このカードによって、そこへ行くと社会保険庁の情報はそのところの情報しか見られません。そのカードに個人の情報が全て詰まっているわけじゃないんです。だから役場の端末で全部ぱっと入れたら、ほかの行政機関の情報が全部見られるかといったら、そういうことじゃないんです。この端末を使ってカードの番号を見ると、照会先の情報が、向こうのサーバーにあるものが見られるということだけで、そのカード1枚がたとえなくなったとして全ての情報が漏れるということはないということです。

それと情報というのは、例えば今、社会保険事務所に年金の関係とか、例えば税務署にはこの人の所得とかありますよね。その情報だけで、その情報のことを言っているんであって、積極的に勝手に私の例えば信条、信念とか思想とか、いろいろそういう個人的な宗教とか、そんなものはそれぞれの行政機関では扱わずに、今ある最低限というか、今仕事でそれぞれ税務署とか社会保険庁、年金機構が使ってみえるものを連携するというだけで、わざわざ新たに違う情報を集めようとか、そういう目的ではないと、今のところ、今の改正法では。この前国会を通った改正法では、また任意のいろんなオプションの情報の連携ということで、また別問題ですが、今回の個人情報ではさきの平成25年に通った番号制にかかわる条例の改正です。

多分今度、余分なんですが、さきほど通った国会の改正法に例えば銀行の預金がわかるとか、そういうやつはまた今後うちの条例も関係してくるのかなという気はします。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

### 日程第13 議案第52号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第13、議案第52号 関ヶ原町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第52号につきまして説明させていただきます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カードの再交付手数料及び個人番号カードの再交付手数料を規定し、住民基本台帳カードの規定を将来的に削除する改正でございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 議案第52号について御説明させていただきます。

資料の28ページからをごらんください。

これは、10月からいよいよ始まりますマイナンバー制度によるものの改正でございます。

第1条関係ですが、第7の住民基本台帳法施行令第30条の18ということで500円が載っておりますが、この住民基本台帳の発行期間がことしいっぱい、厳密には12月22日以降は発行できないということで第1条に載せさせていただいております。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に関する通知カードの再交付ということで8に上げさせていただきますが、これは10月5日より各個人宛てに通知カードを発送する予定しておりますが、これをなくされた場合には再交付ということで500円というのが出てきます。これは10月から12月までの規定ということで、次、資料の29ページのほうですが、第2条による改正は、来年の1月以降ですけれども、1月からは個人番号カードが交付できるということで、その再交付または通知カードの再交付ということで800円と500円というふうに計上させていただいております。以上です。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） この通知カードが10月5日からそれぞれの人に発送される予定と言われましたけれども、この通知カードは持っておかないかんのですか。なくしたというか、紛失した場合は、再交付をしなければならぬものなのか、ただ単純に番号を本人に知らせるためのカードなのか、その辺をお伺いしたいのと、あと住民票があっても見えない方とか、見えても住民票がない方とか、あと認知症の方など管理が心配される方、そういう方についての何か対策があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 通知カードにつきましては、次のカードが欲しいという方については必要です。当然ですが、なくされる方もあると思いますし、それについてまたいろいろな問題も出てくるかと思いますが、申請についてはいろいろな手続きができるというふうになっておりますので、それは個々に対応していきたいというふうに思っております。

今も住民票があってもここに住んでいらっしゃらないような方には、既にホームページ等でもお知らせしておりますが、住所地、住んでいるところで申請ができるというふうで、既に今3件ほどそういうような申請をいただいております。

また、将来的には事業所等での申請とかというような方も出てきますし、施設等での申請というふうにも出てくると思います。運転免許証等をお持ちでない方については、個人番号カードというのは顔つきになってきますので、本人確認をするための大切なものになってきますので、そういうのがないとまたほかのところで支障がでてくるというふうにも思っております。

通知カードをなくされないようにということが一番をお願いしておきたいというふうに思いますが、多分認知症の方であるとかというような方はなくされてしまうということがありますが、認知症の方についてはほかの問題も、社会的な問題がいろいろ出てくると思いますので、それは個々についてまた戸籍等が対応していきたいと思います。

住んでいらっしゃらないのに住民票があるような方につきましては、最初の通知というのは役場が出すわけではなくて、そういう業者のほうが各個人に送ります。それで宛てどころになかったというふうになりますと、それが役場に帰ってきますので、それから役場が一定期間保管をして、その後また新しいところの住所がわかれば転送をかけるというような形になると思いますが、行方不明の方というような方がもしお見えになりましたら、そこの方には通知カードが届かないというようなケースも出てくるかと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ちょっとややこしいんですけど、通知カードと個人カードは違うんですもんね。

これから個人カードが必要な方は申請してくださいというような通知になると思うんですが、私、大変個人カードというのは危険だなというふうに思っていて、わかりやすく言うと、認め印と実印があって、個人カードというのは実印のほうやというふうに思っているんですけども、そういうのをきちんと管理できるかどうかという問題もありますし、どこかに誰かに渡したりとか、そういうことも出てくるので、交付される際にはぜひメリットだけでなく、デメリットも言っていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） デメリットにつきましては、国のほうもただいま検討しておりますので、なるべく個人にそういう損害を与えないような対応をしていきたいと思いますが、一町でそういうことが全部できるかということ、まだ難しいところがあると思います。それは、今までも健康保険証につきましても、印鑑登録証につきましてもメリット・デメリットはいろいろあったと思います。

ただ、今度の個人番号カードにつきましては、顔つきということですので、必ず本人確認がそれとれるということになりますし、通知カードだけではまず何も行えないというのがあると思いますので、そこら辺でセキュリティーのほうを検討していきたいというふうに思います。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第14 議案第53号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第14、議案第53号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第53号について御説明を申し上げます。

これは、厚生労働省令における保育士の算定につきまして、保育士とみなすことができる範囲に1施設につきまして1人の准看護師、従前は、保健師と看護師というふうになっておりましたが、准看護師が加えられたことによりまして、当町の基準についても改正をするものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 議案第53号について御説明させていただきます。

これは、小規模事業保育所に対する基準が変わったということで、小規模保育事業所A型ということで規定はされておりますが、今までは保育士の配置基準プラス1名というところが、昨年条例改正で保健師または看護師だったのが、今年度からまた准看護師を新たに追加されるということでございます。

保育士の数につきましては、ゼロ歳児ですと3人に1人とか、1・2歳児ですと6人に1人というようなことですが、1人だけに限りですが保健師、看護師、准看護師と、准看護師が追加されたということです。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

よろしいか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時20分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

---

#### 日程第15 議案第54号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第15、議案第54号 関ヶ原町関ヶ原駅前観光交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第54号について御説明申し上げます。

これは、関ヶ原駅前観光交流館建設に伴い、所要の規定を整備いたしまして制定するものでございます。

なお、細部につきましては、地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） それでは、関ヶ原町関ヶ原駅前観光交流館の設置及び管理に関する条例を説明させていただきます。

関ヶ原町の観光振興を図る拠点施設として、観光客と町民との交流を促進するとともに、地元産品等の販売及び普及を図るため、本町に関ヶ原駅前観光交流館を設置するものであります。

第2条に名称及び位置をうたっております。

第3条には、観光案内など交流館で行う事業をうたっております。

第5条には、管理を指定管理者が行うことができることをうたっており、第7条には、指定管理者が行う業務の範囲についてうたっております。

第8条には、この条例に定めるもののほか必要なことは町長が別に定めるとあり、附則として、この条例は、平成27年10月1日から施行するというふうにさせていただきます。以上でございます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男。

○8番（楠 達男君） 3点ほど質問をさせていただきます。

1つは、第2条の名称、関ヶ原駅前観光交流館となっていますが、これは実は公募されましたよね。公募によってこういう名前になるのか、恐らく当然変わると思うんですが、そこら辺はその条例でこういうふうな名称を観光交流館というふうなうたっているんですが、当然変更が出てくるかと思いますが、その辺の手続等について1点。

それから、第3条の(1)観光案内となっています。この関係で、実は私も街角案内のボランティアを10年ぐらいやっていますが、街角案内所が駅前側に入るという話は聞いていますが、後で出てきますけれども、観光協会に指定管理をする。そのあたり、建物は町の施設なんだけれども、運営管理は観光協会ということになりますよね。そのときに、あの施設の一部を街角案内ボランティア協会が入るわけですよね。そこら辺、今までは駅前にあったのは、たしか商工会の持ち物を街角案内が借りていてということになっていましたけれども、今度は、施設は町の施設、管理運営は観光協会、その一部を借りて街角案内所が入るとことは、管理権、観光協会が全部街角案内のスペースも含めて管理されるのか。というのは修繕が必要なときとか、それから電気代、水道代が街角案内所が使えば、そのときには町がそういう改修費を払うのか、それとも観光協会がその辺は修理するのかということが出てくると思うんですが、そこら辺の交通整理について伺いたいということです。

それから、第7条の第3項の中に、事業の企画及び運営に関する業務、これは非常に抽象的、一般的に条例ですからこうなると思いますが、大事なのは、私、いろんなところで何回も言っていますが、観光協会を再建設したということ。そして駅前にあれだけの大きなものを貴重な町費を使って建てたわけですね。大体8,000万円ぐらいですか、あれ。そういう中で、さらにこれから提案されると思いますが、指定管理料で年間500万円ですね。半期で250万円ということですが、やっぱり観光協会としてこれだけ町の財政を使い、そしてあそこの交流館を一つのコア施設として、観光拠点施設として町外からできるだけ多くの観光客に来ていただく、そしてお金を落としていただくということが目的だと思うんですね、最大の。そういう観点から、町の500万円の指定管理料の中でどういう事業をするのか、収入見込みはどうかという事業計画書、あるいは企画書を、あるいは予算書について、やっぱりぜひチェックする必要があると思うんです。あるいは提示をしていただくと、協会からも。ということをしめせんと、言い方は悪いかもしれませんが、補助金だけもらって、あるいは指定管理料だけもらって、そんなに効果がなかったということであっては、貴重な町の税金を使うわけですからね。そういう点では観光協会のそういう事業計画書なり企画書というものについて、ぜひ提出、あるいはチェックをする。できれば3年間のシミュレーションを協会としてつくって、そういうものをこういう議会にも提出していただきたいという思いはありますけれども、そういうことで、以上3点について質問をさせていただきます。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 名称でございますけれども、これは公設の施設としての名称でございます。関ヶ原駅前観光交流館という施設名で運営をするということでございます。

それで、募集しているのは愛称ということでございまして、それについては今募集いたしました、いろいろ候補はありましたけれども、古戦場グランドデザイン事業という大枠の中で県の事業とタイアップをさせていただいたということで、今、県のほうにもその案を、こんなような案で一応絞ったけれどもということで協議をかけております。どうも知事がなかなか忙しくて最終的に決まっていけないというようなことだそうでもございまして、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思っておりますが、いずれにしましても10月4日がオープンですので、それまでには決定されるというふうに思っております。

それから、観光案内と街角案内、これは街角案内の開所時間が平日午後2時までが中心でしたかね。そうしますとそれ以後の観光客に対する対応につきましては、観光協会のほうがおる職員でやらなきゃいけないということになりますので、一応三輪会長のほうにもそれ以降の時間については観光協会のほうの職員がそっちへ入って観光客に対する説明等の業務は引き継いでやるというふうにお話しさせていただいておりますので、2つの団体になりますけれども、協力して観光客の方に対するおもてなしをやっていこうということでございます。

それから、管理につきましては、当然町のほうから建物についての維持管理について指定管理という形で観光協会のほうにお渡しするわけでございますので、全体の管理につきましては観光協会が責任を持ってやっていただくということでございます。修理等につきましては、これは予算にかかわることでございますけれども、観光協会が責任を持ってやる範囲と町が責任を持つ範囲と、これはまた協議の上区分をしまいで取り進めていきたいというふうに思っております。

それから、観光協会の業務についてでございますけれども、私のほうから観光協会にお願いいたしましたのは、観光協会の事業として何をやるにしても、やはり観光協会がそれなりの資金を持っていないと動けないと。観光事業を行うのに全て町からの助成金でやっているというようなことでは、それこそ100%税金での観光事業というふうになってしまいます。そんなことから、駅前交流館を設置いたしまして、観光事業のほうの事業をやりながらそれによる売り上げ等をしっかりと伸ばしていただいて、施設運営以上に、稼ぐという表現が悪いですが、余ったというか、そういった資金を観光事業のほうに回していただきたいと。ということは町からのこれはやるとか、あれはやるということじゃなしに、独自の観光事業展開を観光協会としてやっていただく。こういうことが可能ではないかというふうに思っておりますので、ぜひともそういった意味での自分の活動資金を得るための努力もしていただきたいというふうに思っているところでございます。

そのために観光協会に対する指定管理料、これは一応毎年予算を編成する段階で前年の実績、また事業計画等も加味しながら金額については協議して決めていくというふうにしておりますので、その都度チェックさせていただきながら進めていくということでございます。

いずれにいたしましても、町のほうとしては必要以上の指定管理料を払ってお手盛りしてやっていくということじゃなしに、最低限の指定管理料を出して、それ以上の部分については観光協会の努力をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（澤居久文君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 私も町長の考え方と基本的には一緒なんですけど、今、観光協会独自の収益について努力していただくという話が出ましたけれども、現時点で観光協会が考えておられる収益事業について、何を計画されているのか、これは町民の方からもいろいろ聞かれるんですが、例えば自動販売機を置くとか、コインロッカーを置くとかいう話は聞きますが、あそこの場所を活用して少しでも収益が上がるような事業がやっぱり考えられるかどうかということですよ。例えばレンタサイクルの話が構想としてはあったと思うんですが、レンタサイクルがあそこの場所でされるのかどうかということも、非常に我々街角案内しているとそういう要望がありますから、そういうレンタサイクルのことと、それからそれ以外の収益事業について考えられていることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） まず、レンタサイクルについては歴史民俗資料館で今集中的にやっておりますので、駅前では今のところ検討はされておられません。

続きまして、中で売るものといたしましては、当然歴史民俗資料館とかぶらないような武将関連グッズとあと観光協会そのもののオリジナルグッズ、またあと町内産品等の中で売って進めていきたいというふうに聞いております。以上です。

一部人気商品に関しては歴民とかぶらせるという形をとります。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） レンタサイクルの事業をやらないという話なんだけれども、どのぐらい需要というか、観光客から要望があるか把握していますか、課長。

相当な要望とかあるんですよ、街角案内をやっていると。やっぱり駅前のこれだけの大きな交流館、観光拠点にレンタサイクルがないというのは私はやっぱり観光としてのサービスが弱いんじゃないかと思うし、できればあそこに歴史ガイドの皆さん、あそこに例えば毎日じゃなくても、祭日とか土日ぐらいは何人か常駐していただくという方法もあるんで、ほかの観光地

へ行くとありますよね。その場合は有料でも結構ですよ。そういうことも考えて、できるだけあそこで収益が上がるようなこともやっぱり考えるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（澤居久文君）　そういうことは協会が考えることであって、だから町から提案をしてくださいとか、そういう言い方をお願いします。

高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君）　レンタサイクルの重要性はまた観光協会にお伝えするとして、一点に絞るということも必要かと思っておりますので、その辺を御理解いただきたいと思えますし、歴史ガイドにつきましても、今後ビジターセンター等の建設が一応県のほうで今構想を練っておられますので、そういったところと鑑みながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（澤居久文君）　ほかに。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君）　設置の目的に地元産等の販売及び普及というふうに書いてあります。先ほども少し地元産ということではありましたが、この駅前交流館について町民の皆さんが言われるのは賛否両論なんですね。あんなものをつくってと言う人がおれば、駅前に必要だと言う人もいるので、私はやっぱり町民の方がどれだけそういうところにかかわっていただけるかが、町民の理解を得ていく上でも大事だと思いますし、先ほど観光協会が売り上げを上げないかと言われてたんですけど、そのためにはやっぱり商品を限定するんじゃなくて裾野を広げていくような取り組みというのを、町としてはそういう取り組みをやっていかないかと思うんです。例えば産業建設課でそういう野菜とか農業関連の商品をもっと幅広く町民の方に参加してもらえるような方法とか考えていただいたり、そういうことは必要かと思うんですが、そんなような取り組みというか、本当に地域振興課だけに任せるとか、観光協会だけに任せておっては私はやっぱり今までと変わっていかないと思いますので、町民の意欲とかやる気というのをぜひとも引き出していきたいと思うんですが、ちょっとお伺いします。

○議長（澤居久文君）　高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君）　もちろんそのようなことは観光協会のほうにお伝えし、協議をさせていただいておりますので、今後も引き続き協議を重ねていきたいと思えます。

○議長（澤居久文君）　よろしいか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

○議長（澤居久文君） 日程第16、議案第55号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第55号について御説明申し上げます。

これは、関ヶ原駅前観光交流館の指定管理者として、関ヶ原観光協会を指定するものでございます。

なお、細部につきましては、地域振興課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） それでは、指定管理者の指定について説明させていただきます。

管理を行わせる公の施設の名称といたしまして、関ヶ原駅前観光交流館。

指定管理者となる団体の名称といたしまして、関ヶ原観光協会会長 浅野正。

指定の期間といたしまして、平成27年10月1日から平成32年3月31日まででございます。

関ヶ原町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条により、この団体が事業効果が相当期待できるものとして選定するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 指定管理、観光協会ということで異議は何もないんですけど、これを見ると期間が決まっておるだけで、指定管理の契約の内容ですとか、先ほどもちょっと出ていた指定管理料の金額とか、あと条件とかそういったものの取り交わしとか内容のわかるようなものは何もないのか教えていただきたいと思います。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 今後、議決いただきましたら、双方で指定管理者基本協定書というのを平成32年3月31日まで取り交わします。

その中には、当然運營業務方法書というのも入っております。また、単年ごとには単年ごとの基本協定を結んでいくという形になります。

○議長（澤居久文君） よろしいか。

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 済みません、今のに関連して、本当だったらその協定書というのを案としてこういう議案資料に載せるべきではないですか。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 現段階では、今話し合いを進めている案の段階でございますので、案の段階で皆さんに後日お配りさせていただくという形で進めさせていただきたいと思えます。

○議長（澤居久文君） ほかに。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第17 議案第56号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第17、議案第56号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案についての提案理由を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第56号について御説明申し上げます。

農業集落排水処理場のポンプ故障や中継ポンプ通報装置の設置など施設管理費の増額により、平成27年度関ヶ原町農業集落排水事業特別会計への繰入金を1,050万5,000円から1,208万9,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

ありますか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第18 議案第57号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第18、議案第57号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第57号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、旧北小学校屋内運動場及びプール等解体工事関係経費5,471万1,000円、病院事業会計負担金1億円、関ヶ原駅前観光交流館指定管理委託料250万円など総額2億1,332万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億7,197万円とする平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明を願います。

○総務課長（藤田栄博君） それでは、議案第57号 平成27年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明をさせていただきます。

30ページをお願いします。

歳入歳出それぞれ2億1,332万7,000円を追加して、歳入歳出予算総額をそれぞれ39億7,197万円にするものでございまして、歳出のほうに入らせていただきます。

38ページをお願いします。

総務管理費の財産管理費、委託料の146万7,000円ですが、これはマイナンバー制度に係る中間サーバー接続のための端末機の保守料6万5,000円と北小学校体育館とプールの解体工事の監理業務140万2,000円でございます。また、その解体工事費として工事請負費5,330万9,000円を計上してございます。備品購入費の308万3,000円につきましては、マイナンバー制度の中間サーバー接続のための端末機の購入費でございます。

次に、自治振興費の需用費13万円ですが、功労賞のバッジが今回の被表彰候補者数でいきますとちょっと不足になりますので5個分を補正してございます。負担金補助及び交付金の街路灯建設助成金は小関自治会のLED5灯分でございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 総務費の企画費でございますが、30万円は、地域活性化補助金です。今回新たにです。地域活性化補助金の申請がありましたので補正させていただくものでございます。

○住民課長（河島玲子君） 続きますして38ページ、総務費の戸籍住民基本台帳費、職員手当24万5,000円ですが、これはマイナンバーに係る時間外手当で国庫支出金全額を充てております。

続きますして、民生費の社会福祉総務費、負担金補助及び交付金2,800万円ですが、これは地域密着型サービス等補助金ということで、今須の優・悠・邑さんのほうの40床につきまして、プライバシー保護のための改修費、1床につき70万円の補助金、県の補助金でございますが100%で行うものでございます。

続きますして39ページ、福祉医療費ですが、これは26年度精算分で償還金利子及び割引料255万2,000円です。

続きますして、介護保険事業費、繰出金20万6,000円ですが、これは介護保険特別会計の繰出金、事務費等の認定審査会負担金7万7,000円と第三者行為負担事務費が12万9,000円でございます。

続きますして、民生費、児童福祉総務費ですが、負担金補助及び交付金20万円、これは子育て応援給付金でございます。その次、償還金利子及び割引料、子育て世帯臨時特例給付金の26年

度分返還金でございます。

児童福祉施設費、需用費のほうですが21万円、これはAEDのバッテリーが切れてしまうということで4園分でございます。

続きまして、衛生費、保健衛生総務費の先ほどもありましたが、病院会計負担金が1億円、あと環境衛生費のほうで玉集落排水のほうへ158万4,000円を繰り出したします。以上です。

○産業建設課長（西村克郎君） 40ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金の農地利用集積モデル地域支援事業費補助金の200万円につきましては、農地集積を推進するモデル地域の担い手に対する支援で、山中営農組合の取り組みを支援するもので全額県の補助によるものでございます。集落営農システム確立事業補助金20万円につきましては、松尾営農組合の法人化に向けた取り組みを支援するもので、こちらも全額県の補助によるものでございます。続きまして中山間地域等直接支払事業補助金の1万4,000円につきましては、今年度から始まります第4期対策の協定農地の増による交付金分の補足で、4分の3が県の補助によるものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 続きまして、商工費ですが、商工業振興費、住宅リフォーム補助金ですが、今回申請額が予算額を超えましたので、100万円補正をさせていただくものでございます。

続きまして、観光費でございますが、特別旅費として142万5,000円、これは海外古戦場との具体的な事業の交渉を進めるための旅費になります。需用費200万円ですが、駅前装飾用等ののぼり購入費でございます。委託料250万円、駅前観光交流館の指定管理者に支払う指定管理料でございます。大地の物語調査運営業務委託600万円といたしまして、ランドデザインのテーマである東西が会う大地が育んだ関ヶ原を進めるため、東西文化の結節点となった関ヶ原の多種多様なエピソードを調査し、今後の文化観光につなげていく調査費でございます。工事請負費150万円、駅前にある大型看板の設置工事になります。負担金補助及び交付金350万円ですが、駅前観光交流館オープンにおけるオープン記念フェアの開催、ポップ等店内装飾の作成、物産運営ノウハウの構築支援業務に係る補助金となります。この観光費につきまして、特別旅費については県費が3分の2、需用費におけるのぼり等の購入費に関しては10分の10、大地の物語調査運営業務委託に関しては10分の10、工事請負費、駅前観光看板工事に関しては10分の10、特別物産販売助成金に関しては3分の2の県費をいただくことになっております。以上でございます。

○社会教育課長（岩田英明君） 続きまして、41ページの社会教育費、歴史民俗資料館費の旅費10万円でございます。こちらは企画展開催のための調査、打ち合わせ等の旅費でございます。また、その下の同じく委託料5万円ですが、こちらも企画展用のパネル作成委託料となります。なお、この15万円につきましては、県の地域博物館等活性支援事業助成金を受けて行うもので

ございます。

その下、ふれあいセンター管理費、需用費、修繕料の154万5,000円ですが、こちらはセンターの空調設備内部の配管が老朽化により数カ所漏水しており、至急修繕が必要なため計上させていただきます。

以上、よろしく願いをいたします。

○総務課長（藤田栄博君） 次に、歳入でございます。

36ページをお願いします。

国庫支出金の総務費国庫補助金ですが、地域再生戦略交付金2,735万5,000円、これは旧北小学校体育館とプールの解体工事関係5,471万1,000円の2分の1とマイナンバー制度の個人番号カード交付事務費補助金24万5,000円で、時間外手当に対するものでございます。

次に、県支出金としましては、総務費県補助金の1,823万7,000円は、清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業補助金で、旧北小学校体育館とプールの解体工事関係5,471万1,000円の国庫補助金の補助残3分の2相当でございます。

民生費県補助金の2,800万円は、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金10分の10でございます。

農林水産業費県補助金221万円は、中山間地域等直接支払事業補助金4分の3の1万円、集落営農システム確立事業補助金10分の10の20万円、農地利用集積モデル地域支援事業費補助金10分の10の200万円でございます。

商工費県補助金は国際交流事業旅費の3分の2の95万円、大地の物語調査運營業務委託料10分の10の600万円、特別物産販売助成金3分の2の233万3,000円、計928万3,000円を清流の国ぎふ観光回廊づくり推進事業補助金として計上してございます。また、関ヶ原古戦場グランドデザイン消耗品と駅前観光案内看板設置工事費350万円の10分の10を関ヶ原古戦場グランドデザイン推進事業補助金として、合計1,278万3,000円としています。

また、繰越金として1億1,725万2,000円、雑収入として15万円、臨時財政対策債の発行可能確定に伴いまして709万5,000円を計上してございます。

以上が今回の補正でございます。よろしく申し上げます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず、38ページをお願いいたします。

企画費の中で地域活性化補助金、これはどこですか。もう少し詳しく説明をお願いします。

それから、そのページの社会福祉総務費、1床につき70万円のプライバシーを守るための修繕だというふうに言われたんですが、具体的に大部屋を区切るということなのか、ちょっとそ

の辺の説明をお願いします。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 今回申請をいただきました地域活性化振興補助金につきましては、団体名、昇太会実行委員会、事業名として春風亭昇太師匠を招く会から申請がありました。以上です。

○議長（澤居久文君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 社会福祉総務費につきまして、これは優・悠・邑さんのほうの4人部屋と2人部屋のところに、今までカーテン等で仕切られておりましたが、そこに壁をつくりましてプライバシーが保護できるという改修でございます。

○議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 40ページの商工費をお願いします。

特別旅費の142万5,000円ですか、これは先ほどの提案説明では海外のほうといろいろ交流したいということですが、これはワーテルローだとか、あるいはゲティスバーグということですか、念頭にあるのは。あるいはそれ以外にあるのかということ。

さらにこの国際交流事業について、今現時点で考えておられる中身について、もう少し説明していただきたいということと、委託料、特に600万円の大地の物語、これは大枠では東西交流の接点だから食文化とか観光とかというのは説明はありますが、もう少しこれは600万円で、しかも調査運營業務委託ということですから、これは実際の業務ではなくてその前段の調査という意味なのか、それにしては600万円というのがどういう中身なのかなというのがちょっとわかりませんので、もう少しこの大地の物語の600万円の内容について説明をいただきたい。

それから最後に、特別物産販売助成金の提案説明の中で350万円を助成するものですよという提案説明があったんですが、この助成先は観光協会ということですか。今の当然250万円とは別にこの350万円が助成金という形で観光協会にされるということですか。その説明をお願いします。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 特別旅費でございますが、ゲティスバーグ、ワーテルローを念頭に置いたものでございます。

次、大地の物語の600万円でございますが、まず調査研究でございます。もちろんこれに関しては、大垣市や垂井町の学芸員さん等の協力もいただきながら進めていきたいと思っておりますし、住民等も参画いただいてこの業務に推進していくように、例えばワークショップとかを開催するとか、そういうことも進めていきたいというふうに思っております。

あと350万円ですが、助成対象先は観光協会という形になります。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 38ページをお願いいたします。

マイナンバーで中間サーバー接続端末ということなんですが、具体的にどういう機械になるのか、台数は何台か伺います。

それから企画費、先ほど聞きましたら、春風亭昇太さんの取り組みだというふうに言われました。私は非常にいいことだというふうに思っていて、ぜひそういう住民の方の取り組みについて応援をしていただきたいと思っているんですが、これに補助金を出すかどうかについては、どこかでそういう審議がされているのかどうかだけ確認いたします。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 中間サーバーの端末機ですが、これは2台です。なぜかといいますと、町長部局と教育長、行政機関別でサーバーを持ちなさいということですので2台です。

○議長（澤居久文君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 地域活性化補助金ですが、審査機関がございますので、その審査の議論を経て交付決定するものです。

○議長（澤居久文君） もうよろしいか。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 済みません、ちょっと質疑じゃないかもわかりませんが、この1億円の病院の繰り出しなんですけど、これは病院からの要望だけでぱっと上げられたのか、それとも協議してみえるんですか。一般会計側としての話。細かいことは病院側のほうでちょっと聞きたいんですけど、これだけ教えてください。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 病院のほうからそれ相当の金額が来ましたので協議した結果、これだけということでございます。

○議長（澤居久文君） ほかによろしいか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第19 議案第58号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第19、議案第58号 平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正

予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第58号について御説明を申し上げます。

歳出に退職被保険者等高額療養費200万円、平成26年度退職者医療交付金返還金255万5,000円の合計455万5,000円を追加する平成27年度関ヶ原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第20 議案第59号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第20、議案第59号 平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第59号について御説明申し上げます。

歳出に平成26年度介護給付費及び地域支援事業費の精算に伴う償還金として1,192万2,000円、第三者行為求償事務完了に伴う事務負担金など20万6,000円の計1,212万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,842万8,000円とする平成27年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第21 議案第60号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第21、議案第60号 平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第60号について御説明申し上げます。

歳出に排水処理場の流量調整槽内ポンプ交換工事費、中継ポンプ通報装置の設置費、マンホールポンプ操作盤移設工事費として計158万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,848万4,000円とする平成27年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第22 議案第63号について（提案説明・質疑）

○議長（澤居久文君） 日程第22、議案第63号 平成27年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第63号について御説明申し上げます。

当初予算では、病院事業への補助金として1億5,000万円を計上しておりましたが、病院での資金確保が困難となったため1億円を追加補助いたしたく、平成27年度関ヶ原町病院事業会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部については、病院事務局長から説明いたさせます。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長心得（小林好一君） それでは、議案第63号について御説明させていただきます。

業務の予定量ですが、入院患者療養1日平均の患者数を40人のところをマイナス2人とし、計38人。外来患者数を既決予定量の250人をマイナス10人とし、240人とさせていただきます。

年間患者延べ数ですが、既決予定量は4万150人のところを補正予定としてマイナス730人、合計3万9,420人、外来患者数を7万3,500人からマイナス2,940人とし、7万560人とするところであります。

収益的収入及び支出ですが、病院事業収益、医業収益ですが23億3,913万円のところ、補正予定額としマイナス1億円とし、計22億3,913万円とするところであります。

医業外収益といたしまして、9,306万円を補正予定額1億円とし、合計1億9,306万円とするところであります。

続きまして、企業収益の詳細ですが、入院収益の予定額を10億9,500万円のところを補正予定額マイナス5,590万円とし、合計10億3,910万円。外来収益を11億250万円のところを補正予定額マイナス4,410万円とし、合計10億5,840万円。他会計補助金としまして、補正予定額を1

億円とし、合計1億2,450万円とするところであります。

その詳細ですが、入院一般につきまして1人1,645円の減収となり、掛ける1日70人の入院掛ける365日で4,203万円、療養病棟に関しまして、1日2人の減で1日1万9,000円の単価で掛ける365日で1,387万円、合計、入院がマイナス5,590万円となります。

外来につきましては、10人掛ける1人頭1万5,000円ですので、掛ける診療日数294日を掛けてましてマイナス4,410万円となり、合計1億円となります。

今回、医業収益は4月1億6,819万円、前年より336万9,000円の増、5月は1億6,594万7,000円で前年より36万円の減、6月は1億6,538万8,000円で前年より323万1,000円の増、7月は1億8,095万3,000円で1,116万7,000円の増でした。現在医療福祉相談室では、営業目標を入院患者を週2名と設定し、また8床の介護型療養病床の短期滞在をやめ、入床に切りかえ、病床の稼働率を上げるように努力しています。

その結果、7月より108人まで入院をふやすことができました。しかし、1人当たりの単価は手術件数に大きく左右されますが、入院件数が伸びていませんので、収益は伸び悩んでいます。

現在の状況では、3万2,000円を維持することは不可能と考えています。1人当たりの入院費が7月までの平均で予算額より1,635円の減収となり、療養病棟も予算上は1日40人を見込んでいましたが、7月までの平均で2人減となりました。

これは地域包括ケア病床を4月に立ち上げ、その病床は95%ぐらいの稼働となりましたが、その反面、療養病棟の患者が減少しました。その結果、病棟全体の収益が減収の見込みです。

外来患者数も予算上では1日250人を見込んでいましたが、予定どおりの患者数を見込むことができません。外来患者さんには積極的に糖尿病・透析予防指導を行ったり、専門外来の患者数獲得のため、毎月開業医さんに専門外来の案内表を郵送するなどはしていましたが、患者数の増加にはつながっていません。

以上より、他会計補助金として不採算地区病院の運営に要する経費の一部を繰り入れていただき、1億円の補正をお願いするものであります。以上です。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 非常に厳しいという状況の中から出てきたという部分はわかるんですが、3月議会予算議決をする段階において、そもそも補正予算につき、あくまでも町のほうからは、当初1億5,000万円というところでスタートし、あくまでも何とか町長のほうとしてはカンフル剤として頑張ってもらいたいというところでの予算組みをされた結果、私は実は予算の段階では反対の立場で行ったんですけど、議決をする段階において十分協議を重ね、覚悟をもって

作成されたと思いますので、今後安易に繰り入れ等の補正が行われないようなことで頑張ってくださいという意味も込めて予算可決をしました。

その段階で、例えば今病院事務局長のほうからの話がありましたけど、少しずつは上向いている月があるんだというのがありますが、病院としてどういうふうにこれを、この4、5、6、7、8、9と半期で既にもうアウトだと、資金繰り確保ができないんだというふうになってしまった経緯と、病院としてどのようにやってみえたかという内容をちょっとお聞きしたいのと、そもそも70ページ、1億円の説明に関し、不採算地区病院の運営に要する経費分、これはあくまでも町のほうの一般会計のほうから出されるという部分だと思うんですが、公立病院改革ガイドラインというのがあると思います。この中で経営基盤強化対策に要する経費の一つとして不採算地区病院の運営に要する経費、趣旨、不採算地区病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。ここはいいんですけど、繰り出しの基準、不採算地区病院、病床数100床未満または1日平均入院患者数100人未満であり、かつ1日平均外来患者数が200人未満である一般病院に充てる。入院患者数が100人未満、1日平均ですよ。かつ1日平均外来患者数200人未満、これって当てはまるんですか。お答えください。

○議長（澤居久文君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林病院事務局長。

○病院事務局長心得（小林好一君） 僕が持っている一番新しいやつではないかと思われるこの資料をちょっと読ませていただきますが、平成27年4月14日、総財公第75号、各都道府県知事、各指定都市市長宛て、総務副大臣通知というのの中に、平成27年度地方公営企業繰出金についてというところの中に、不採算地区病院の運営に要する経費というところの項目があります。その中の繰り出し基準というところを読ませていただきます。

不採算地区病院（許可病床数150未満（感染症病床を除く）であって、最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上であるものまたは直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満のものその他の「公立病院に係る財政措置の取り扱いについて」（平成27年4月10日付総財準第61号、以下「財政通知」という）で定めるもの）の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とするというふうにここには書いてありますので、今御指摘いただいた内容については、ちょっと資料を持ち合わせていませんので、またこちらで調べさせていただきたいと思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） まずそもそもこの1億円の繰り出し補正に関する部分で、安易な繰り入れの補正に関しては、切にないよという願いだっただと思うんですが、病院側としてこの27年4月からの経営改善に向けてどのような形で行われたのかという質問を第1にしたと思うんですが、その御回答をお願いします。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長心得（小林好一君） 先ほどもちょっと述べましたが、一応医療福祉相談室のほうで1週間に2人入院という目標を設定しまして、入院患者数が、4月が3人、5月9人、6月から11人、7月12人と一応このようにふやす営業努力を今やっている最中です。それでとりあえず入院患者数を少しでも上げるよという努力を今やっている最中で、とりあえず今7月で108人というところまで伸びてきたというのが現状であります。

○議長（澤居久文君） その努力でよろしいか。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） この1億円の額の根拠、それからこの繰出金全体で1億5,000万円、一応予算になっています。今、どれだけの金額を繰り出しているか。それからこの時期に補正する、今の努力してみえるという話をやってみえるんですけども、大抵結果を見て、例えば入院患者がどれだけで最終的な補正をかけるのが普通なんですけれども、今の段階で決算見込みの人数とかを入れられるんですかどうかということと、本当にこの1億円の根拠を、今この補正をしないかという理由をお願いしたいと思います。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長心得（小林好一君） 現在いただいています1億5,000万円は、もう既にいただいております。

○議長（澤居久文君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時33分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林病院事務局長。

○病院事務局長心得（小林好一君） 現在の残額ですが、1億5,000万円から1,600万円ほどまだ残っている状況であります。まだいただけない分が1,600万円ぐらいございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（澤居久文君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） まだ1,600万円ばかり残っているということですし、ここでまた1億円

という数字はちょっとはっきりしないような感じなんですけれども、今後この1億円を仮に認めたとして、今後まだこういう繰出金を要望される可能性があるかどうかだけ、一応聞きたいと思います。

○議長（澤居久文君） 小林病院事務局長。

○病院事務局長心得（小林好一君） とりあえず今後は、今年度に限り今回だけで営業努力をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（澤居久文君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、病院の事務局長のほうからも頑張るという言葉がありましたけれども、やはりどうしても病院も公営企業法でいいますと、やっぱり独立採算というのが原則でございますので、その線に沿いまして頑張ってやっていただきたいというふうに思っておりますし、一般会計のほうも、御存じのように楽に出せる状況ではないということでございます。そういった中で病院のほうとしても、今回1億円出させていただいた中で何とかやりくりをやっていただきたいというふうに願っているところでございます。

しかしながら、その結果としてまだ3月にどうなるかというのは、またこれからの結果でございますので、その時点でまた考えることが出てくるかとも思います。しかしながら、そこら辺につきましては、やはり町の病院という立場もございますので、何とか今後も質素にしながら経営努力を続けていくという姿勢の中を御評価いただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第23 報告第3号について（提案説明・質疑）

#### 日程第24 議案第64号から日程第33 議案第73号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（澤居久文君） 日程第23、報告第3号 平成26年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから日程第33、議案第73号 平成26年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第3号から議案第73号につきまして御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率の報告、及び地方自治法第233条第3項の規定による平成26年度一般

会計及び各特別会計決算並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、企業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。御審議の上、認定賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の平成26年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、報告第3号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率についてはカウントされませんでした。実質公債費比率は14.0%、将来負担比率78.8%となり、資金不足比率につきましては、各会計ともカウントされませんでした。

次に、議案第65号から議案第73号の決算認定についてであります。

平成26年度の一般会計の決算規模は、歳入43億4,688万5,000円、歳出41億3,551万2,000円となったところであります。これを平成25年度と比較いたしますと、歳入は3億3,430万7,000円の減、歳出は3億5,253万1,000円の減となりましたが、内容的には関ヶ原中学校建設事業の減等によるものであります。実質収支といたしましては、2億139万2,000円の黒字決算となったところであります。

次に、7つの特別会計においては、歳入総額が27億664万9,000円、歳出総額が25億4,401万7,000円となり、平成25年度と比較して歳入は1億3,765万円、歳出で1億7,559万9,000円の増額となり、特別会計全てで増額決算となっております。

また、企業会計のうち、水道事業会計の収益収支では、営業収益1億6,922万4,000円に対しまして、営業費用は1億8,510万4,000円となり、営業損失は1,588万円となりました。また、新地方公営企業会計制度への移行に伴い、営業外収支は長期前受け金戻入により132万6,000円のプラスになっておりますが、特別損失が2,572万6,000円あり、結果、26年度の純損失が3,677万1,000円の赤字決算となっております。資本的支出としては、安定的な供給対策のため、建設改良費として平井・藤古川間送配水管布設工事や藤古川浄水場改修整備工事、平井配水池電気計装設備更新工事など8,212万7,000円を要したところであります。

病院事業会計は、収益的収支では医業収益が20億933万円、医業費用22億1,652万4,000円となり、医業損失は2億719万4,000円の赤字となりました。医業外収支などを加減した結果、平成26年度純損失は2億2,557万7,000円となり、前年に引き続き赤字決算となりました。資本的支出としては、建設改良費として施設改修工事と医療機器等の充実など2,054万2,000円の投資を行いました。現在、病院の経営につきましては非常に厳しい状況であります。病院の存続を第一とし、規模の縮小を視野に入れ、指定管理者制度への導入を検討しているところでございます。関ヶ原町にとって最大の課題でもあり、町民の御理解を得られるような医療体制となるよう、経営改善に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしく

お願い申し上げます。

以上をもちまして、一括上程されました平成26年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

なお、一般会計の平成26年度財政状況の概要につきましては、総務課長から説明をいただきます。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） それでは、平成26年度一般会計の財政状況の概要について御説明させていただきます。

最初に、議案書の71ページをお願いします。

報告第3号であります。

健全化判断比率の数値のうち実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないためカウントはされませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、昨年より0.5ポイント下がって14.0%となっております。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率につきましては、昨年より5.6ポイント上がって78.8%となっております。この数値は低いほどよいとされており、72ページの健全化判断比率の表の参考欄、ここにもありますように350%以上で財政再生団体となります。

資金不足比率につきましては、公営企業会計、各会計とも資金不足が発生しなかったため、カウントはされませんでした。

次に、26年度の決算について御説明させていただきます。

平成26年度主要施策の成果及び決算分析表をお願いします。12ページをお願いします。

この表は、決算状況の推移でございます。一番右の平成26年度の欄をごらんください。

関ヶ原中学校の建設事業等により歳入総額は43億4,688万5,000円で、歳出総額は41億3,551万2,000円となっており、実質収支額は2億139万2,000円となりました。実質収支額を前年度と比較すると、6,134万7,000円増加し、実質単年度収支は基金の取り崩しがあったことから3,825万円のマイナスとなっております。地方公共団体の経常一般財源の規模を示す標準財政規模は、前年より少し減となり、27億4,868万7,000円となりました。

基金につきましては、財政調整基金は3億9,680万9,000円、減債基金は4億2,707万1,000円となっており、その他特定目的基金を含め基金総額は15億6,383万6,000円となっております。

次に、13ページの地方債残高でございますが、これは42億7,750万9,000円となったところでございます。

15ページの財政指数の推移であります。右の表から2列目に平成26年度の指数が示されて

おります。

まず財政力指数であります、3年平均の指数は0.559と年々指数が下がっております。実質収支比率は標準財政規模と実質収支額の割合でございますが、7.3と2.3ポイント上がりました。

次の経常収支比率であります、財政構造の弾力性を示すもので、低いほどよいわけですが、89.3%と前年より0.2ポイント低くなりました。

次に、公債費関係の指数ですが、低いほどよいわけですが、公債費比率は7.8と0.2ポイント高くなりました。

起債制限比率の3年平均は5.7となっております。

また、財政調整の比率は高いほどよいわけですが、財政調整基金の取り崩しがありましたので、3.4ポイント下がって14.4となっております。

そのほかの決算状況の概要につきましては、10ページ、11ページは文章で、12ページ以降は表であらわして、16ページ以降はそれぞれ目的に沿っての分類をしております。参考にしていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、財政状況の説明とさせていただきます。

○議長（澤居久文君） ここで監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 室義光君。

○監査委員（室 義光君） それでは指名を受けましたので、決算監査結果について報告させていただきます。

平成26年度水道事業会計及び病院事業会計の審査につきましては8月6日に、一般会計、特別会計並びに基金運用状況の審査につきましては8月17日に、それぞれ関係職員の同席のもとに、水野代表監査委員とともに、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合しまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合して、正確であることを認め、かつ予算の執行状況につきましても正確であることを認めましたのでここで報告させていただきます。

簡単ではございますが、決算監査の御報告とさせていただきます。以上です。

○議長（澤居久文君） 御苦労さんです。

これより報告第3号 平成26年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 実質公債費比率についてですけれども、14%ということで前年度より0.5%下がりました。

いつとき平成20年度、主要施策の成果及び決算分析表の中の15ページによりますと、実質公債費比率3カ年平均をずうっと経年で見てみますと、平成20年度が15.9%でピークになっておりまして、それから徐々に下がっているという感じなんです、平成26年度以降、どのような状況に予想されているのか伺います。

○議長（澤居久文君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 今後、御存じのようにいろいろグランドデザインとか、あと関中の起債とかいろいろ入ってまいります。

大体、将来予測としては、これは去年同じことを言ったんですが、ピークが大体平成30年ぐらいで15.8ぐらいの想定はしてございます。ちょっと余裕を持って危ないラインで考えてございますが、大体今14%ですが、15%ぐらいになるのではないかという想定でおります。

○議長（澤居久文君） ほかにありますか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第3号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第24、議案第64号から日程第33、議案第73号までについては、例年どおり構成されました決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第73号までについては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、企業会計につきましては会期中の審査とし、最終日に採決、その他の会計につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

ここでお諮りいたします。議案第64号 平成26年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第73号 平成26年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定については、各決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することにします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時52分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中に決算審査特別委員会の正・副委員長を選任と水道事業会計及び病院事業会計の決算審査の日時を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時55分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に松井正樹君、副委員長に中川武子君が選任されましたので御報告いたします。

なお、水道事業会計の決算審査の日時は9月14日月曜日午後1時30分から当委員会室で、それから病院事業会計の決算審査の日時は9月14日月曜日午前9時から病院内で開催されることに決められましたので、御報告いたします。

---

### 散会の宣告

○議長（澤居久文君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。明日9日から17日までの9日間は議案調整等のため、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日9日から17日までの9日間は休会とすることに決しました。

来る9月18日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締め切りは11日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時59分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員